

京都市告示第401号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市音羽児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の528 社会福祉法人洛和福社会	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
京都市西京極西児童館	京都市南区東九条東山王町27番地 公益社団法人京都市児童館学童連盟	同上
京都市上里児童館	京都市西京区大原野上里北ノ町648番地の1 社会福祉法人上里福社会	同上
京都市久我の杜児童館	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地 社会福祉法人京都社会福祉協会	同上

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)